

## 宇治田原町消防団応援店事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、消防団員の確保及び地域活性化を目的として行う、消防団員に対し優遇サービスを提供する宇治田原町消防団応援店（以下「応援店」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(登録)

第2条 応援店に登録しようとする者は、宇治田原町消防団応援店登録申込書（別記第1号様式）を消防団長に提出して申込むものとする。

(登録済証等の交付)

第3条 消防団長は、応援店の登録を行ったときは、前条により申込みを行った者に対し宇治田原町消防団応援店登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）及び宇治田原町消防団応援店表示証（別記第3号様式。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 応援店は、次の各号に掲げる場所等に表示証を掲示するとともに、応援店であることを表示することができる。

(1) 店内の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像その他の広告

(利用証の提示)

第5条 消防団員は、応援店からサービスの提供を受けようとするときは、宇治田原町消防団応援店利用証（別記第4号様式。以下「利用証」という。）を提示しなければならない。

(応援店の公表)

第6条 消防団長は、応援店の名称等を町ホームページ等により公表することができる。

(登録の変更等)

第7条 応援店は、登録内容を変更し、又は当該登録を廃止しようとするときは、宇治田原町消防団応援店登録内容変更・廃止届（別記第5号様式）を消防団長に提出するものとする。

2 消防団長は、前項により届出があったときは、速やかに当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

(登録の取消し)

第8条 消防団長は、応援店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により登録証及び表示証の交付を受けたとき、又は応援店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取消すことができる。

2 前項の規定により登録を取消された応援店は、速やかに登録証及び表示証を消防団長へ返還しなければならない。

(順守事項)

第9条 消防団員は、次の各号に掲げる事項について順守しなければならない。

(1) 利用証を不正に使用し、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

(2) 応援店が定めるサービス以外について、強要しないこと。

2 前項各号に掲げる事項に抵触した消防団員は、速やかに利用証を消防団長へ返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、消防団長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月1日から施行する。